

測量法

1. 案内情報

- ① 手続名: 測量業者の登録・更新・変更・財務に関する報告・廃業(以下、登録等とする)に係る申請・届出
- ② 手続根拠: 測量法
- ③ 手続対象者: 測量法に定める登録等を申請・届出する者
- ④ 提出時期: 随時(更新は登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間、変更は遅滞なく、廃業等にかかるものは30日以内、財務に関する報告は毎営業年度終了日から3月以内)。
- ⑤ 提出方法: 登録等に係る申請書・届出書を作成し、申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局(以下、地方整備局等とする)の担当課へ提出してください。
- ⑥ 手数料: 新規登録を受けようとする者は登録免許税90,000円若しくは30,000円
又は登録手数料15,500円(オンライン申請は15,100円)
(詳細は、<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/sokuryo/pdf/sok019.pdf>)
更新登録を受けようとする者は登録手数料15,500円(オンライン申請は15,100円)
- ⑦ 添付書類・部数: 添付書類は測量法第55条の3に掲げる書類のうち必要なもの、部数は正本を1部、写しを営業所が存在する都道府県数の部数
- ⑧ 申請書様式: 登録申請書・変更登録申請書・定款変更届・財務に関する報告書・廃業等の届出書
- ⑨ 記載要領・記載例: 提出先となる地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい

2. 窓口情報

- ① 提出先: 提出先は、別紙の地方整備局等になります。郵送のものは郵送により提出して下さい。
- ② 相談窓口: 提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準: ・測量法
・測量法施行令
・測量法施行規則
- ② 標準処理期間: 70日
- ③ 不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)

建設業、不動産業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業の各種申請・届出等の受付窓口及び電話での問い合わせ先は、以下のとおりです。

(部課名)	(所在地)	(所管区域)
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011(709)2311	北海道
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 022(225)2171	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048(601)3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 025(280)8880	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052(953)8572	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06(6942)1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082(221)9231	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 087(851)8061	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 092(471)6331	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 098(866)0031	沖縄県